

## 1. 調査研究のテーマ、概要

調査研究のテーマ	自他の大切さを認め合い、学び合う子どもの育成 ～支え合い高め合う保育・教育活動を通して～
----------	---

### ○調査研究のテーマを設定した目的

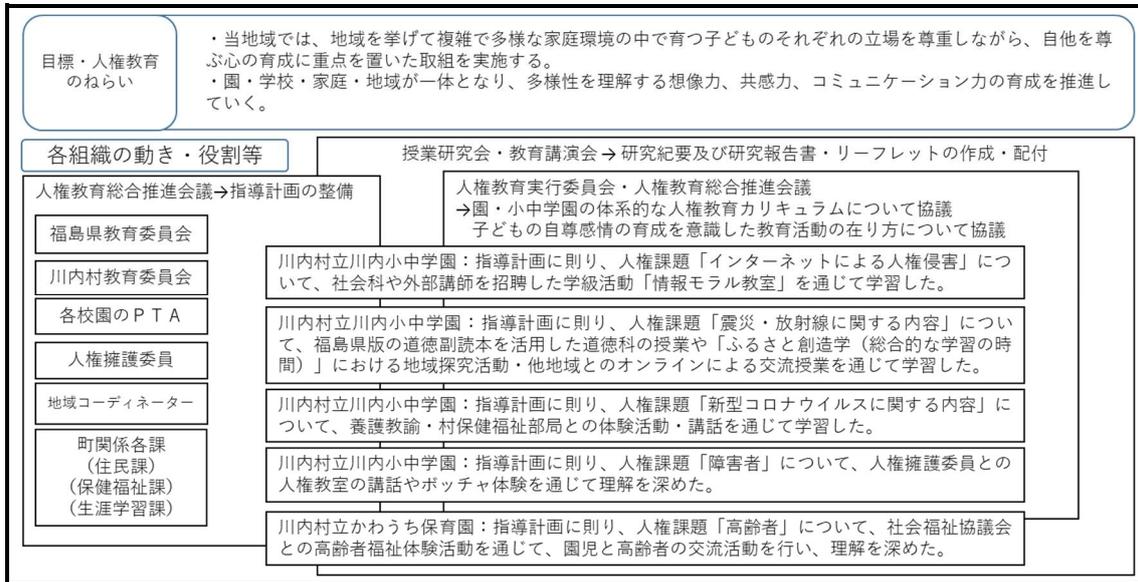
東日本大震災及び原子力災害（以下、大震災と略す）から10年が経過した現在でも本県には、帰還困難区域が存在し、避難先での生活を続けなければならない人は3万人を超えている。根強い風評の問題があり、人権に関わっても、大震災に起因したいじめ、正しい知識に基づいた放射線の知識不足による偏見等の大震災による避難地域固有の課題が今なおあるのが現状であり、心のケアが必要な子どもが一定数存在している。加えて、避難、帰還に伴い被災地域を中心に地域コミュニティの構成が変化し、多様な価値観をもつ住民が混在することに伴う課題もある。

これらの課題に向き合い克服していくためには、園・学校、家庭、地域が、自らの地域で取り組むべき人権課題を共有し、協働で多様性を認める風土をつくることに加え、学校において計画的・組織的に子どもに自分や他者のよさに気付く感覚や自他の価値を尊重しようとする意欲や態度、互いの違いを認め受容し、他者と協働しながら困難を乗り越えていく資質・能力を育成することが大切であると考えます。

### ○調査研究の概要

「福島ならではの」人権課題の解決に向け、各校種における発達に応じた人権教育及び校種間の連携による人権教育、さらに家庭・地域と連携した人権教育の在り方について調査研究してきた。研究では、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身に付けることができるよう「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」から多面的にアプローチしてきた。また、地域人材が授業に参加したり、人権課題関連地域（施設）とをオンラインでつなぎ学ぶ機会を設けたりするなど学校、家庭、地域が連携し研究を推進することで、多様な価値観に触れる機会を創出してきた。

○概念図



## 2. 基本情報

### 推進地域の概要

○都道府県名及び市町村名

福島県双葉郡川内村

○推進地域名

双葉郡川内村

○推進地域市区町村教育委員会名

川内村教育委員会

○これまでの研究指定等の状況

○令和4年度

人権教育総合推進地域事業

川内村教育委員会

### 推進協力校の概要

○学校名

認定こども園かわうち保育園

○学級数

4学級

○児童生徒数 (R.6.2.16)

全児童数：34人

○学校名

川内村立川内小中学園（前期課程）

○学級数

5学級

○児童生徒数 (R.6.2.16)

全児童数：42人

○学校名

川内村立川内小中学園（後期課程）

○学級数

3学級

○児童生徒数 (R.6.2.16)

全児童数：22人

○指定理由

川内村は、福島第一原子力発電所の事故により全村避難を強いられた村である。現在は、避難指示が解除され、村の学校に全就学予定数の63.7%にあたる104名が在籍している。在籍の約半数が被災後に転入してきた子どもであり、多様な価値観をもつ個が混在している。また、人間関係・経済・住宅（転居）等の二次的なストレスから、家族や家庭が不安定となり、直接的あるいは間接的に、虐待やいじめといった様々な人権課題に直面するケースが少なからず存在する。こうした状況から、川内村では、互いの多様性を認める風土づくり、自尊意識や他者理解を深め、自他の良さに気付く感覚や、自他の価値を尊重しようとする意欲や態度を育て、互いの違いを認め受容する力を伸ばすことができる教育活動の充実が求められている。令和3年4月には、小中を統合し義務教育学校として再スタートした。新設の学校は、同じ敷地内に保育園を併設したコミュニティスクールとして地域と協働・連携しながら教育活動を推進しており、学校、家庭、地域が地域の人権課題を共有し、積極的・協働的な研究調査を進めることが期待できる。県教育委員会としては、川内村の研究調査の成果について全県に普及・啓発することで、本県全域の人権教育に係る課題解決につながると考えた。また、同じ課題を抱え今後復興に向けて学校を中心としたコミュニティを築こうとする被災地の市町村のモデルとしたい。

○取り組んだ人権課題について

該当するものに○印、最も主要な人権課題1つに◎印を付与

①子供	○
②女性	
③高齢者	○
④障害者	○
⑤同和問題	
⑥アイヌの人々	
⑦外国人	
⑧-1 HIV 感染者等	
⑧-2 ハンセン病患者等	
⑨刑を終えて出所した人	
⑩犯罪被害者等	
⑪インターネットによる人権侵害	○
⑫北朝鮮当局による拉致問題等	
⑬性的指向、性自認	○
⑭その他（災害時の人権）	◎

### 3. 調査研究の内容等

#### ○調査研究の内容

- 目指す子ども像を「自他の良さを認め合い、思いやりをもって行動する子ども」「支え合い高め合う保育・教育活動を通して」とし、他者との関わり合いや、互いの思いを伝え合い、学び合う学習活動を軸とした授業実践と事後研究会での省察を積み重ね、県内全域の各学校及び保護者・地域住民に公開・発信した。学校と家庭、地域が連携し、一体となった人権教育の取組を行い、その体制を普及・啓発した。
- 取り組む人権課題に対応できるよう、教職員に授業研究や研修、講演を聴講する機会を位置付け、教員の人権意識の涵養と授業力の向上を図った。
- 保護者や地域住民が人権課題を正しく理解し、子どもの人権感覚の育成に果たす保護者・地域住民の役割の重要性を認識するよう、家庭・地域における人権教育の充実に関する支援を進めた。

#### ○実施方法

- 年齢や性別等による固定観念を排除し、すべての子どもたちのよさを引き出すことができるよう、他者を尊重し、互いの考えに共感できる授業実践を行った。
- 一人一人を大切にする学年・学級の雰囲気をつくり、「潜在的カリキュラム」に配慮し、その中で様々な活動を通して級友と関わり合うよさを味わわせることによって、互いを認め合い、共に成長することのできる児童生徒の育成を全ての教育活動に位置付けて研究を推進した。
- 各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、外国語活動、特別活動等それぞれの特質に応じて人権尊重の意識を高め、人権に関する理解を深めるとともに、人権感覚を養った。
- 地域人材や保護者が授業へ参加・参画したり、重点化した人権課題に関してICTを活用して人権課題関連地域（施設）とオンラインでつないだりすることに配慮し、授業づくりや研修を行った。
- 人権問題に関する講演会等の実施、人権教育便りや学校・広報誌を通して人権教育の取組の公開・発信など、保護者・地域住民へ対しての人権教育の啓蒙を進めた。

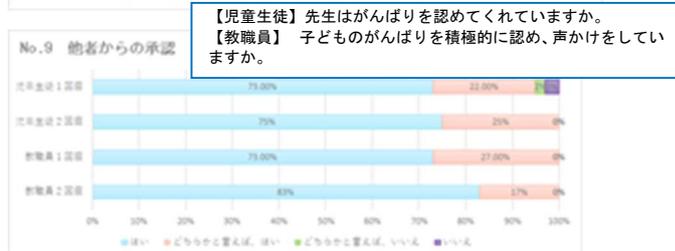
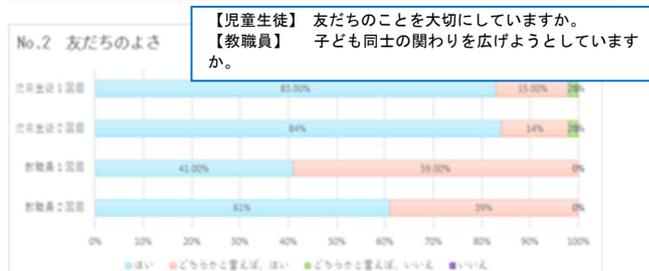
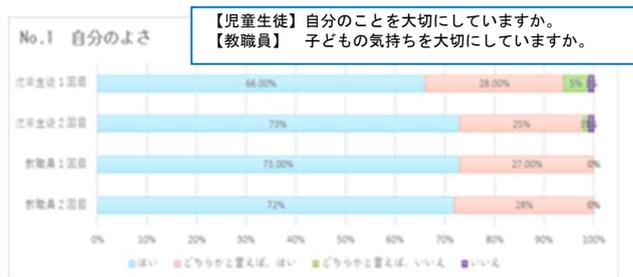
#### 4. 検証・評価・改善・普及

##### ○ 公開保育、公開授業時における園児、児童生徒の保育・学習状況の把握

公開保育、公開授業時において、参観した教職員・保護者・人権教育総合推進会議委員・地域住民に対してのアンケートを実施し、保育、授業を通して園児、児童生徒の人権意識・人権感覚の状況を把握したことで、人権教育の視点で授業改善を図ることができた。

##### ○ 意識調査の実施における人権意識や人権感覚の変容の把握

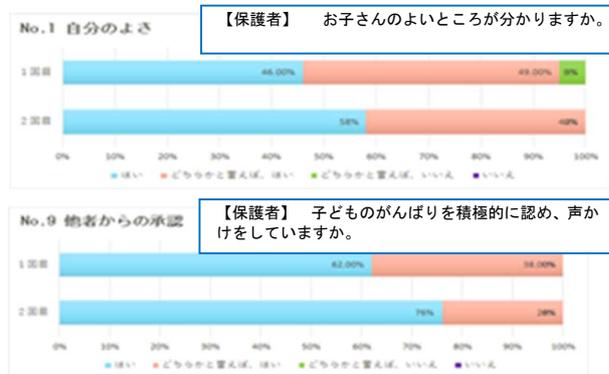
児童生徒・教職員に実施した（6月、1月）質問紙による意識調査の結果から、「No.1 自分のよさ」「No.2 友だちのよさ」「No.9 他者からの承認」の項目において、肯定的な回答（はい、どちらかと言えば、はい）が増加し、児童生徒・教職員の意識の変容が見られた。自他ともに大切にすることが伸びた理由として、学校全体で人権に関する標語づくりを行ったり、児童生徒参加型のコーナーを作成したりし、子どもたちが自他を大切にしようとする心を育むことに繋がった。また、年間の教育活動全体を通して、多様性を認め合う学習活動を行った成果と考える。



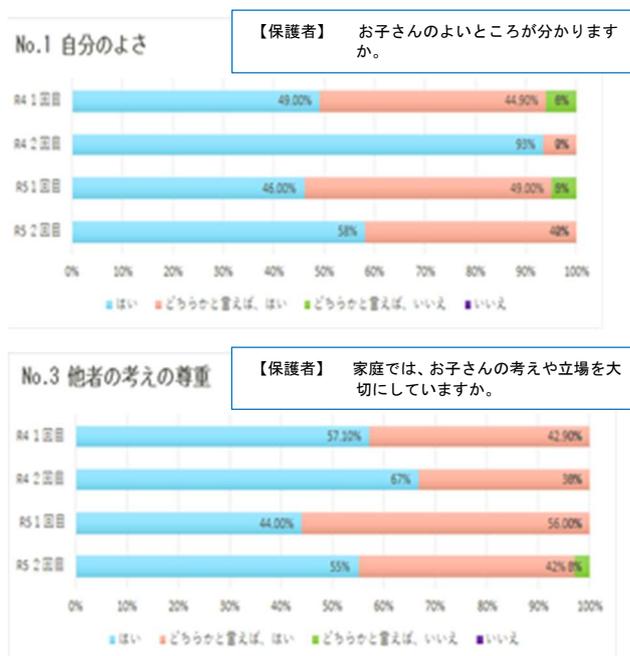
一方で「No.7 他者への手助け」「No.8 他者からの学び」の項目については、肯定的な回答がやや減少した。継続して学校生活の中で、自分のよいところを実感できるような声かけや支援が必要である。

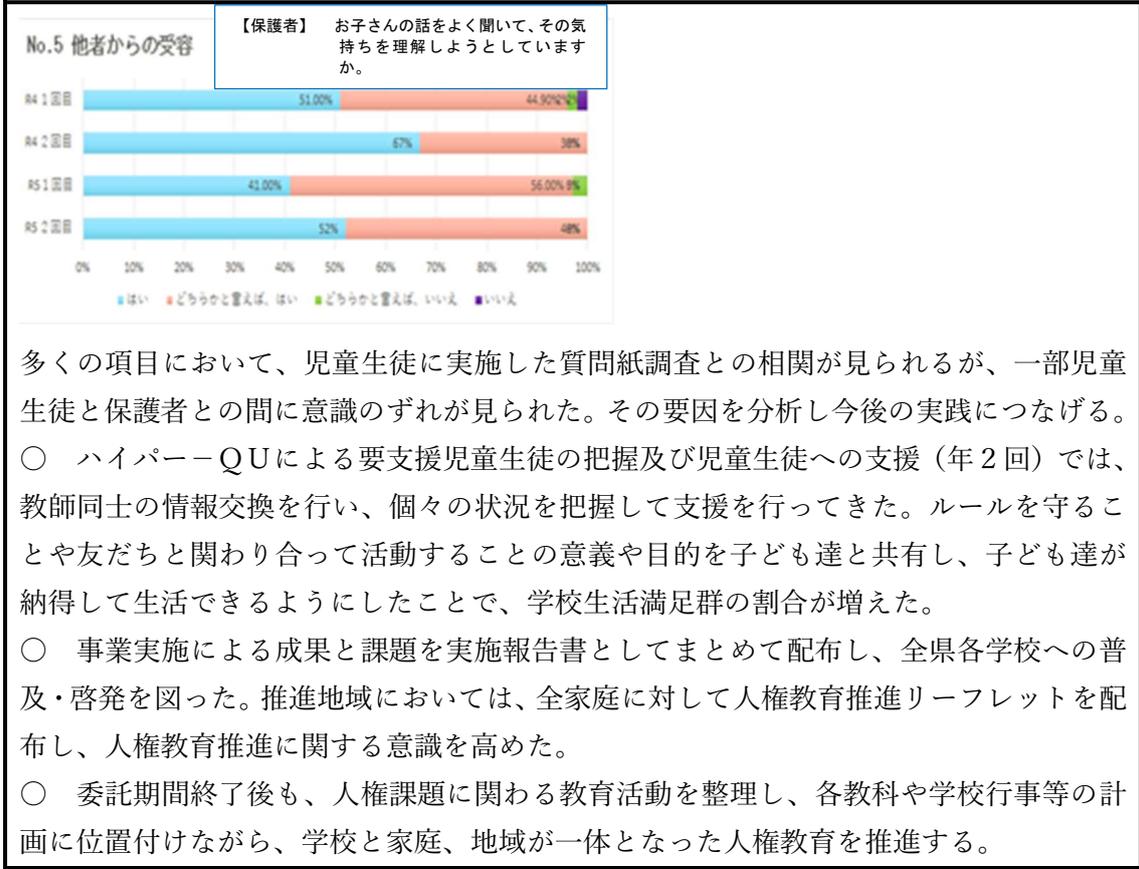
保護者に実施した（6月、1月）質問紙による意識調査の結果から、「No.1 自分のよさ」「No.3 他者の考えの尊重」「No.5 他者からの受容」「No.8 他者からの学び」「No.9 他

者からの承認」「No.10 夢や目標」の6項目において肯定的な回答が増加した。特に「No.1 自分のよさ」については肯定的な回答（はい、どちらかと言えば、はい）が100%を占め、家庭において保護者が子どものよさを認め、丁寧に伝えていることが考えられる。

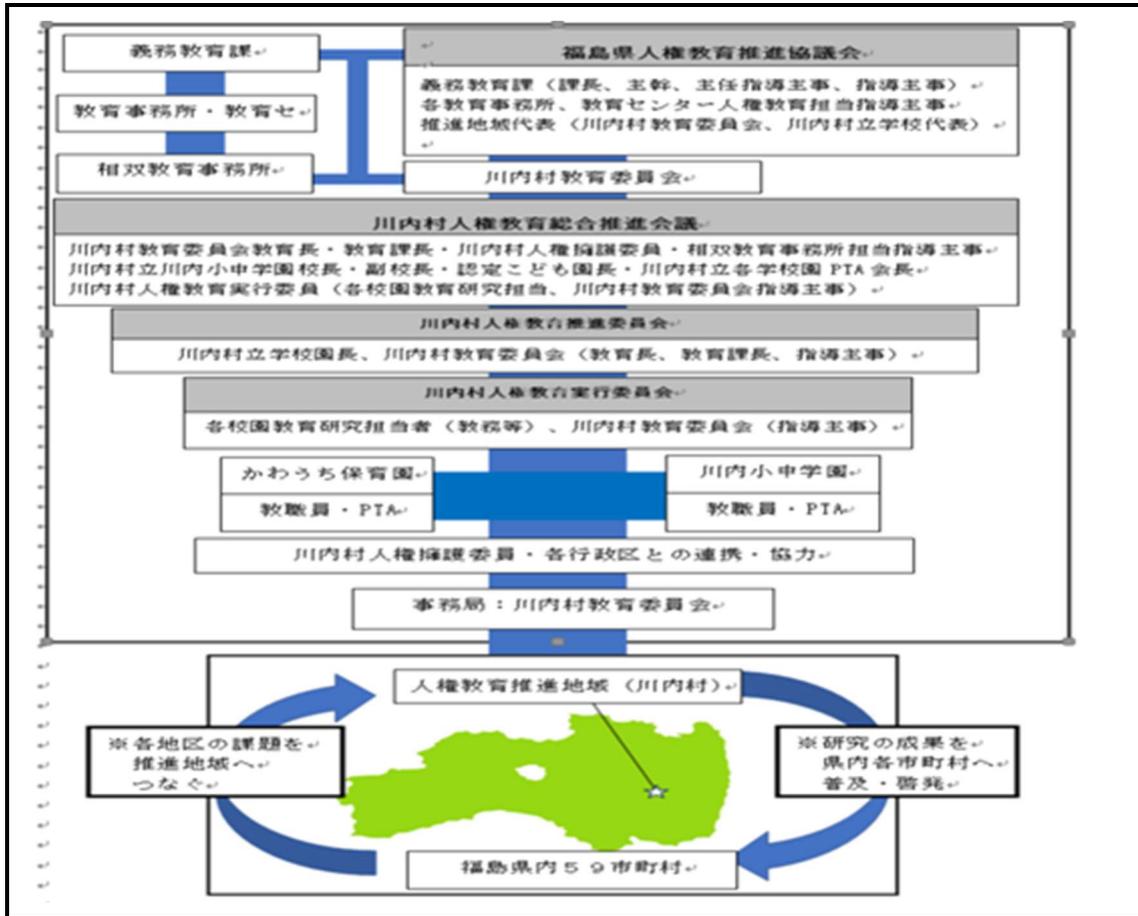


保護者に実施した質問紙による意識調査の令和4年度と5年度の結果を比較すると、「No.1 自分のよさ」「No.3 他者の考えの尊重」「No.5 他者からの受容」の項目において、肯定的な回答が増加した。子どもの気持ちや考えを理解し、子どもの立場を尊重しようとする意識が向上したことがうかがえる。今後も「人権教育リーフレット」や「人権教育だより」、「教育講演会」等を通して、保護者の人権意識を啓発する活動を意識的に継続していきたい。



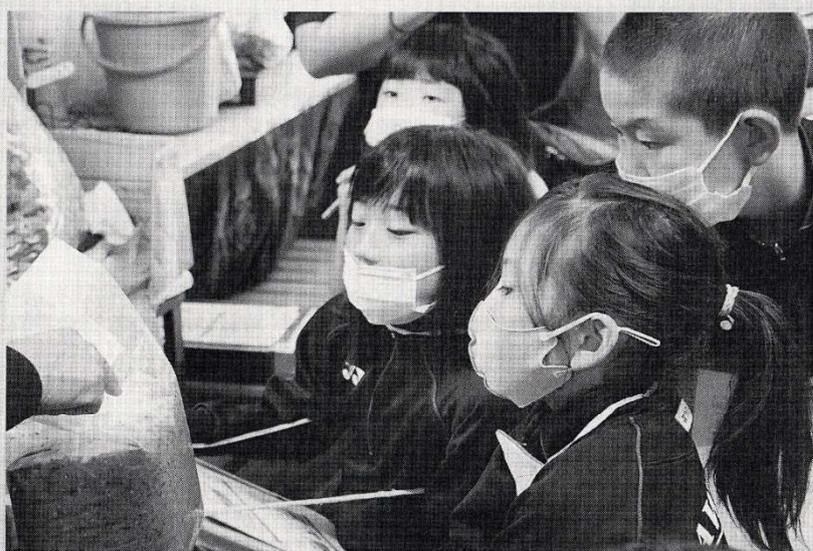


5. 推進体制（都道府県・指定都市教育委員会を含む）



理 論 編

川内村人権教育推進計画



## I 研究主題

### 自他の大切さを認め合い、学び合う子どもの育成

～ 支え合い高め合う保育・教育活動を通して ～

#### (1) 調査研究のテーマを設定した背景

本村は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と原子力災害によって全村避難という有史以来の非常事態に陥った。翌年4月に帰村して、保育園、小・中学校を再開したが、村での就園就学者は全体の16%という極端な少人数による教育環境となった。現在では、令和3年4月に新たに義務教育学校「川内小中学園」を開設し、認定こども園を併設する他、校舎内にいわゆる「コミュニティ・スペース」も設置し、学校と地域の連携・協力を促進する教育改革を進めている。

東日本大震災と原子力災害発生から11年を経過したが、それらは、被災地域の子ども達を取り巻く環境に依然大きな影響を与えている。

全村避難に伴う転居や就労環境、地域コミュニティの変化、核家族化の進行により、東日本大震災以前に比べ、家庭と地域のつながりが稀薄になったため、虐待やネグレクト等、様々な問題を抱える家庭に対する支援が届きにくくなっている。また昨今の新型コロナウイルスの影響等による経済状況の悪化も加えて、保護者の教育や育児に対する不安、将来に対する不安も増加傾向にある。地域が一体となってそうした家庭の不安を取り除き、安心して教育や子育てに臨める環境を整え、子ども達の自尊感情を高めていく必要がある。

また、本村には、令和5年4月で全村民の83.11%の1,939人が本村に居住し、全就学予定数の63.7%の98名が在籍しているが、その内の45.9%の50人が被災後新たに転入してきた子どもである。学校における児童生徒や保護者の約半数が被災後に新たに転入してきたこともあり、多様な価値観をもつ個が混在している状況にある。本村独自の施策である一人親世帯移住施策により、この状況には更に拍車がかかっていくであろう。地域をあげて、互いの多様性を認める風土づくりが必須となってきた。

以上のことから調査研究のテーマを、支え合い高め合う協働的な学びを通して、自他の大切さを認め合い、学び合う子どもを育成することとした。人との関わりの中で自尊意識や他者理解を深め、自他の良さに気づく感覚や、自他の価値を尊重しようとする意欲や態度を育て、互いの違いを認め受容する力を伸ばすことが本村の子ども達には必要なものとする。

研究に際しては、各校種間の連携を図り、子どもが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動に進めるように、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身に付けることができる資質・能力を「知的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」から多面的にアプローチしていく。

なお、本研究で得られた成果や課題は、公開授業研究会の開催やリーフレットの発行により、県内の各学校に発信するとともに、川内村人権教育総合推進会議を開催して、地域において研究成果の共有を行うなど、本村の人権教育に関わる施策や事業、教育活動等に反映させていきたい。

#### (2) 調査研究の内容等

##### (現状の分析と課題)

令和4年度の川内小中学園の学校評価アンケートでは「子どもは、自分自身や友だちの良さを理解し、協力して生活している」「子どもは、相手の気持ちや立場を考えた行動を心がけることができ、楽しく学校生活を送っている」の両項目で3.4と高い結果が出ている。アンケートの結果から、現状において自他の価値を尊重しようとする意欲や態度は培われているといえる。一方で本村のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの相談件数は増加している。相談内容で多いものは、家庭内不和やネグレクト問題等である。それらの問題がある家庭で育つ子どもは家庭内で居場所がなく、自分が尊重されているという実感が持たず、自尊感情が低くなりがちである。今後に向けては、地域を挙げて複雑で多様な家庭環境の中で育つ子どものそれぞれの立場を尊重しながら、自他を尊ぶ豊かな心を育てていきたい。加えて、多様性を理解する想像力、共感力、コミュニケーション力の育成も図っていきたい。

(調査研究の内容)

〈研究仮説〉

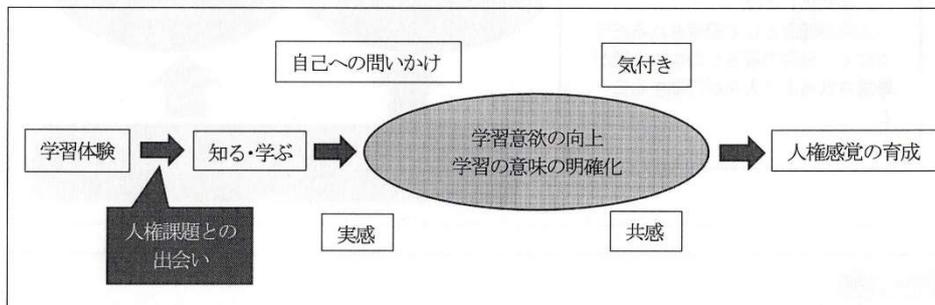
認定こども園・小中学園・家庭・地域が連携し、自尊感情を高め、他者理解を深める教育活動を推進していけば、自他の価値を尊重する人権意欲が高まっていくであろう。

- 重点化した人権課題に対応できるよう、教職員に授業研究や研修、講演を聴講する機会を位置付け、教員の人権意識の涵養と授業力の向上を図る。
- 目指す子ども像を「自分と他者の良さを認め合い、思いやりをもって行動する子ども」「他者との関わり合いの中で自らの心を育む子ども」とし、他者との関わり合いや、互いの思いを伝え合い、学び合う学習活動を軸とした授業実践と事後研究会での省察を積み重ね、県内全域への各学校及び保護者・地域住民に公開・発信していく。園・学園と家庭、地域が連携し、一体となった人権教育の取組を行い、その体制を普及・啓発する。
- 保護者や地域住民が人権問題を正しく理解し、子どもの人権感覚の育成に果たす保護者・地域住民の役割の重要性を認識するよう、家庭・地域における人権教育の充実に関する支援を進める。

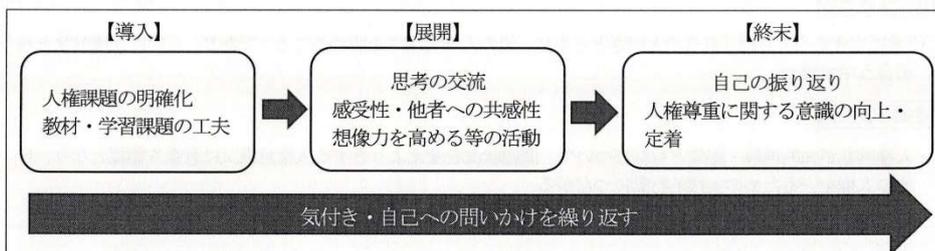
(実施方法)

- 支え合い高め合う協働的な学びを目指した授業実践を行う。授業を行うにあたっては、子供たちが学ぶことの良さが味わえる学習活動づくり、互いの考えに共感しつつ可能性を磨いていく学習活動づくりを行う。
- 一人一人を大切にす学年・学級の雰囲気をつくり、「潜在的カリキュラム」に配慮し、その中で様々な活動を通して級友と関わり合うよさを味わわせることによって、互いを認め合い、共に成長することのできる児童生徒の育成を全ての教育活動に位置付けて研究を推進する。
- 各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、外国語活動、特別活動等それぞれの特質に応じて人権尊重の意識を高め、人権に関する理解を深めるとともに、人権感覚を養う。
- 人権問題に関する講演会等の実施、人権教育便りを学校・広報誌を通して公開・発信など、保護者・地域住民へ対しての人権教育の啓蒙を進める。

〔図1〕 授業の学びの流れ



〔図2〕 指導過程



(検証・評価・普及)

- 公開保育、公開授業時における園児、児童生徒の保育・学習状況の把握
  - ・ 公開保育、公開授業時において、参観した教職員・保護者・人権教育総合推進会議委員・地域住民に対するアンケートを実施し、保育、授業を通して園児、児童生徒の人権意識・人権感覚の状況を把握する。
- 意識調査の実施における人権意識や人権感覚の変容の把握
  - ・ 児童生徒に対する人権に関する意識調査の実施とその分析による人権意識の変容の把握（令和5年度の人権意識の変容）
  - ・ 教職員・保護者への人権に関する意識調査の実施とその分析による教職員の指導意識と家庭における人権意識の変容の把握（令和5年度の人権意識の変容）
  - ・ ハイパーQUによる要支援児童生徒及び児童生徒への支援内容の把握（年2回）

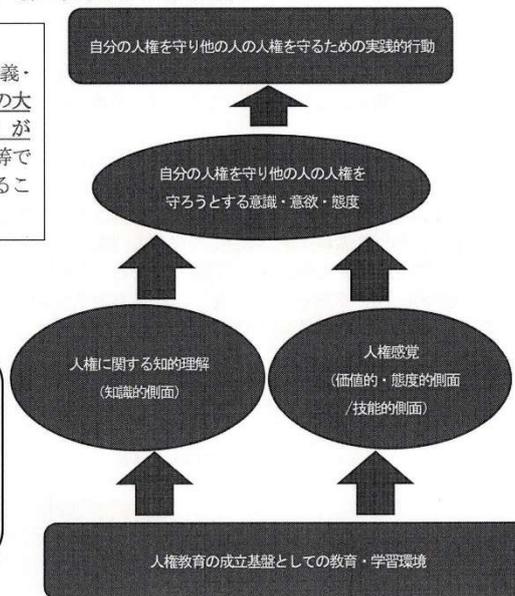
【人権教育を通じて育てたい資質・能力】（〔第三次取りまとめ〕より）

#### 人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他者の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

#### 「人権文化」とは

人権が理念として理解されるだけでなく、日常の暮らしの中で人権が尊重されるよう人々が行動すること。



#### 理解と認識

- ・ 自他の人権を尊重し、人権問題を解決する上で役立つ知識を身に付けることが大切

#### 共に生きる心

- ・ 「共に生きる心」とは「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」であり、互いに人権感覚を高め合う中で育つ

#### 意欲と実践力

- ・ 人権感覚が知的理解・認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度となり、自他の人権を守るための実践的行動につながる

## II 川内村人権教育の基本方針

- 人権尊重の意義及び様々な人権問題についての理解と認識の深化
- 自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合う「共に生きる心」の醸成
- 人権問題を自らの課題として解決し、人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力の向上

- ※ **理解と認識**…自他の人権を尊重し、人権問題を解決する上で役立つ知識を身に付けることが大切
- ※ **共に生きる心**…「共に生きる心」とは「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」であり、互いに人権感覚を高め合う中で育つ
- ※ **意欲と実践力**…人権感覚が知的理解・認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度となり、自他の人権を守るための実践的行動につながる



- ① 一人一人の生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- ② 個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合う共生社会の実現
- ③ 能力を発揮し、幸福を追求できること

## III 認定こども園・小中学園・家庭・地域社会での人権教育の推進

### 【認定こども園】

- 認定こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場
- 家庭や地域と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児との関わりの中で人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進
- 全ての職員が豊かな人権意識を持ち、実践できるよう研修を通じた認識の深化、指導力の向上

### 【家庭】

- 家庭は全ての教育の出発点であり、人間形成の基礎を育み社会性を育てる上で重要な場
- 保護者自身が学ぶための学習機会の充実・情報の提供、交流・相談できるネットワークづくりにより家庭教育を支援
- 家庭内における人権侵害の発生を未然に防ぐための相談活動機能の充実、学校や市町村等との連携の強化

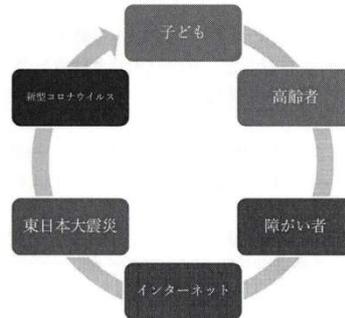
### 【小中学園】

- 教職員がSCやSSWr等と協働し、子どもの人権を巡る実態に適切に対応しながら、一人一人を大切に教育を推進
- 児童生徒の発達の段階を踏まえた体系的な人権学習を充実し、また、共生社会の実現や自分を尊重し、他人を尊重する心を育むことなどを旨として、時代の変化に的確に対応した教材作成を推進
- 学校での研究実践、学校間で共有するための実践を通じた人権教育の充実
- 児童生徒が主体的に活動する機会や、自己有用感を高めるための多様な体験活動の充実

### 【地域社会】

- 地域社会は、人々との交流を通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場
- コミュニティスクールによる学習機会の提供など、村の人権教育・啓発活動などの支援
- ボランティア活動など学校教育と連携した多様な体験活動の機会の充実

#### IV 重点的に取り組む人権問題



##### 【子ども】

- 子どもの意思が尊重され、権利が保障された育成環境を整備
- 虐待の未然防止、被害児の保護、心理的ケア等、子どもが安心・安全に暮らすための取組を推進
- 不登校の子ども一人一人の状況に応じた支援や相談の充実
- すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望をもって成長していける社会の実現に向けた取組を推進
- 子どもが保護の対象であると同時に権利行使の主体であるという視点に立った啓発を推進

##### 【高齢者】

- 高齢者の人権問題に対する啓発の推進
- 介護や福祉の問題等に関する基礎的な知識と理解を深めるための教育・啓発と情報発信の推進

##### 【障がい者】

- 障がいや理由とする差別の解消を図り、合理的配慮の提供に努めるとともに様々な機会をとらえ、障がいや障がいのある人に対する正しい認識と理解を深める相互理解の推進
- 学校教育において障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の推進

##### 【インターネットによる人権問題】

- 情報化の進展に伴い、インターネット上では、プライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現、ネットいじめなど、匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権にかかわる様々な問題に対する情報モラルとメディアリテラシーの向上
- インターネットに関する様々な人権侵害の危険性を認識し、自らの行動に反映できるような啓発の推進
- 学校教育における情報モラル教育の推進と、家庭に対する啓発の推進

##### 【東日本大震災及び原子力災害による人権問題】

- 東日本大震災及び原子力災害に起因する差別的な言動や嫌がらせやいじめなどの偏見や差別防止の啓発の推進
- 放射線被ばくからの不安や恐れから差別や偏見、いじめ、SNS等での誹謗中傷等が生じない教育の推進

##### 【新型コロナウイルス感染症による人権問題】

- 新型コロナウイルス感染症に対する誹謗中傷は、人格や尊厳を不当に冒すものであり、感染症に対する正確な知識の普及と偏見・差別防止の啓発の推進
- SNS等インターネット上の差別や誹謗中傷等の書き込みに対するモニタリングやネットリテラシーの取組の実施
- 不安や恐れから差別や偏見、いじめ、SNS等での誹謗中傷等が生じない教育を推進